

## 加盟個人信用情報機関

### 〈加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関〉

本規約に定める加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー（CIC）

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

電話番号 0570-666-414

<https://www.cic.co.jp/>

●全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●株式会社日本信用情報機構（JICC）

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

※株式会社ジェーシービー（JCB）の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式会社シー・アイ・シー（CIC）および株式会社日本信用情報機構（JICC）となります。JCB以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。

### 登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	-	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	-

⑤ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥ 本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上記のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上記の他、CICおよびJICCについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報機関	提携個人情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人情報センター
全国銀行個人情報センター	CIC、JICC